

「電気事業法施行規則及びガス事業法施行規則の一部を改正する省令（案）」の概要等

令和5年11月2日
経 済 産 業 省
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部

1. 趣旨

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行に伴い、電気事業法における電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報について明確化するため、また、令和5年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、引き続き電気料金、都市ガス料金の高騰の激変緩和措置を速やかに講ずることを可能にするため、電気事業法施行規則及びガス事業法施行規則の一部を改正する必要がある。

2. 概要

（1）電気事業法施行規則の一部改正案の概要

- ① 電気事業法（昭和39年法律第170号）第23条第1項第1号の経済産業省令に定めるものとして、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項の規定に基づき一般送配電事業者に対して提供を求められた情報及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十一条の規定に基づき特定事業者が取引時確認等を的確に行うための措置を講ずるための情報のうち、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがなく、かつ必要最小限のものを追加する。
- ② 電気事業法第27条の12の13において配電事業者に準用する電気事業法第23条第1項第1号の経済産業省令で定めるものとして、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項の規定に基づき一般送配電事業者に対して提供を求められた情報及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第十一条の規定に基づき特定事業者が取引時確認等を的確に行うための措置を講ずるための情報のうち、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがなく、かつ必要最小限のものを追加する。
- ③ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の13第2項及び第2条の14第1項の経済産業省令で定める場合として、小売電気事業者等が、令和5年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（以下「総合経済対策」という。）に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更する場合をそれぞれ追加する。
- ④ 電気事業法第27条の26第3項において読み替えて準用する電気事業法第2条の13第2項及び電気事業法第27条の26第3項において読み替えて準用する電気事業法第2条の14第1項の経済産業省令で定める場合として、登録特定送配電事業者等が、総合経済対策に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更する場合をそれぞれ追加する。

（2）ガス事業法施行規則の一部改正案の概要

- ① ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 14 条第 2 項及び第 15 条第 1 項の経済産業省令で定める場合として、ガス小売事業者等が、総合経済対策に基づき行われる都市ガス料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更する場合をそれぞれ追加する。

3. 今後のスケジュール（予定）

施行：令和 5 年 12 月 13 日